

訪問介護サービス重要事項説明書

1 サービス提供する事業所概要

- ・事業所名称 社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・介護保険指定事業者番号 北海道指定 0172200115
- ・所在地 虻田郡ニセコ町字富士見95番地（ニセコ町民センター内）
- ・電話 0136-44-2234・FAX 0136-43-2655
- ・営業日 月曜日から金曜日（但し、12月31日～1月5日までを除く）
- ・営業時間 8時30分～17時15分

2 サービスの内容

- (1)「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2)事業者は、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

＜身体介護＞		＜生活援助＞
①排泄介助	⑨更衣介助	①掃除
②食事介助	⑩体位交換	②洗濯
③特段の調理	⑪移乗・移動介助	③ベッドメイク
④清拭	⑫通院・外出介助	④衣類の整理・補修
⑤部分浴	⑬起床・就寝介助	⑤調理
⑥全身浴	⑭服薬介助	⑥買物・薬の受け取り
⑦洗面等	⑮自立支援	⑦自立支援
⑧身体整容	⑯その他	⑧その他

- (3)サービス提供にあたっては、別添の訪問介護計画書に沿って計画的に提供します。
- (4)サービス内容の詳細については、別添の「サービス内容詳細確認票」により利用者の希望を確認したうえで実施します。

3 職員の配置状況

当事業所では、訪問介護サービスを実施するにあたり、以下の職員を配置しています。

- (1)管理者（芳賀善範）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行います。
- (2)サービス提供責任者（佐々木 裕美子・訪問介護員兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対するサービス利用の申し込みに係る調整、ホームヘルパーに対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。
- (3)訪問介護員（ホームヘルパー） 2名・看護師 1名
訪問介護員は、次の資格取得者が契約者の居宅（自宅）に訪問し、直接サービスを提供いたします。

職種	人員数
介護福祉士	常勤2名
看護師	非常勤1名

- (4)事務職員 1名
事業所の必要な事務を行います。

4 サービス提供の記録等

(1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた訪問介護記録書の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。

(2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問介護記録書」等の記録を作成して、利用者に説明のうえ交付（するとともに、居宅介護支援事業者に提出）します。

(3) 事業者は、前記の「訪問介護記録書」その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。

5 サービス利用料金

(1) 訪問介護サービスに係る料金は、次表のとおりです。

身体介護

サービスに要する時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
利用料金	2,440円	3,870円	5,670円	820円

生活援助

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満
利用料金	1,790円	2,200円

※身体介護サービスを利用した後、引き続き生活援助サービスを利用する場合は、身体介護サービス料金（上記参考）に20分以上650円、45分以上1,300円、70分以上1,950円という生活援助サービス料金が加算されます。

※上記料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら料金も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、請求時において所定単位数の合計に対し、離島等に対する「特別地域加算」15%・「介護職員処遇改善加算Ⅲ」18.2%を加算して算定することになります。

(2) 初回加算 訪問介護サービスに係る料金は次表のとおりです。

新規に（過去2月に当事業所からサービスの提供を受けていない場合も含みます。）訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に開始した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護をする場合、または他の訪問介護員が訪問介護をする際に同行訪問した場合。

基本利用料金/月	2,000円
----------	--------

(3) 緊急時訪問介護加算 訪問介護サービスに係る料金は次表のとおりです。

利用者やその家族などから要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連絡を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時にサービス提供者、又はその他の訪問介護員などが居宅サービスにない訪問介護（身体介護）を行った場合。

基本利用料金/回	1,000円
----------	--------

(4) 通常の実施地域（ニセコ町の区域）を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費をお支払いいただきます。

①公共交通機関を使用した場合はその実費を徴収いたします。

②自動車を利用した場合の交通費は、事業所から片道おおむね1キロメートルにつき20円を徴収します。

(5) 介護保険の適用を受ける場合、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて利用料を徴収致します。

(6) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際にケアマネジャーから説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

6 利用者負担金の支払いについて

毎月の利用料は、翌月 18 日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

7 サービス利用の中止、変更、追加

(1) 利用者がサービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合は、サービスの実施日の前日までに当該事業所までご連絡ください。

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合、当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%	

(3) 事業者は、利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

8 その他

利用者の自宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話の料金及び交通費（通院・買い物等の際に交通機関を利用した場合）は、利用者の負担になります。

9 損害賠償（契約書第 9 条）

サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、次の損害賠償保険の適用によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

- ◇ 保険会社名 損害保険ジャパン株式会社 「社協の保険」
- ◇ 保障の概要 <損害補償> 受託物賠償・・・ 100万円
初期対応費用・・・ 500万円
<対人見舞い費用> 死亡・・・ 10万円
入院・・・ 3万円
通院・・・ 1万円
<賠償責任補償> 対人・対物事故・・・ 2億円（限度）等

※なお、食品等の日用品、家具建具、電気製品（以下「家財道具」という。）の補償に関しては次のことをご了承願います。

(1) 予め、訪問介護員が取扱う家財道具等について取扱上の注意事項をお伝えいただくか、取扱説明書等をご提示ください。

(2) 使用年数、耐久性、保管・管理状況により補償できかねる場合があります。

(3) 補償は、定率法に基づいた家財道具等の残存価格により査定させていただきます。補償を求める際には、取得価格・購入商社・購入年月日をお知らせください。

- (4)適切な取扱にも関わらず故障又は破損したときは補償いたしかねます。
- (5)家財道具等の補償は、原則として修理によるものとし、その製品を製造メーカーによる補修用性能部品の最低保有期間を超えた製品については補償いたしかねます。
- (6)食器等、破損により修理できないもので、同じものが入手できない場合は、同種の類似した物で破損した残存価格の範囲内で補償します。
- (7)家財道具等の補償は、その物品の金銭的な価値により行います。愛着、思い出などに対する補償はいたしかねます。

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 芳賀善範・サービス提供責任者 佐々木 裕美子
-------------	----------------------------

- (2)虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止の為の指針を整備し、本会ホームページサービスにて閲覧可能にしています。
- (4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをニセコ町及び関係機関に通報します。

11 感染対策・衛生管理について

- (1)感染の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (2)感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
- (3)感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。
- (4)訪問介護員等の清潔保持及び健康管理について、必要な管理を行います。
- (5)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 業務継続計画の策定等/非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備えます。非常災害時には必要な措置を講じます。

- (1)定期的に感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (2)感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）行います。
- (3)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (4)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように訓練します。
- (5)原子力防災については、本町地域防災計画に基づく避難等措置計画の支持基準の例によるものとします。

1 3 守秘義務（契約書第 1 0 条参照）

事業者及びサービス従業者は、次のとおり守秘義務を遵守します。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を個人情報については、第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 従業者は、退職後も在職中に知り得た秘密及び個人情報を他に漏らすことのないよう誓約しています。
- (3) 個人情報を用いる場合には、利用者及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

1 4 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供中に容体の変化等があった場合は速やかに主治医、ご家族へ連絡いたします。
- (2) サービス提供中に事故が発生した場合は速やかに市町村及び家族、居宅介護支援事業者等に連絡し必要な措置を講じます。また、事故の状況及び講じた措置について記録致します。
- (3) 事故発生後は要因を十分に検討し、原因解明を行い再発防止に努めます。
- (4) 当事業所のサービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1 5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができる。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとする。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外のサービスの禁止

契約者は「2 サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することができません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施に当たって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとする。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に掲げる行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②年金等の金銭の取り扱い（生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭は可能）
- ③契約者若しくはその家族等からの物品等の授受
- ④契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ⑤飲酒及び喫煙
- ⑥契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦その他、契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

16 相談窓口・苦情処理

(1) サービスに関する相談や苦情については下記の窓口で対応いたします。

社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会 (管理者 芳賀善範)	所在地 二セコ町字富士見95番地 電話番号 0136-44-2234 FAX番号 0136-43-2655 対応時間 月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝祭日及び12月31日～1月5日までを除く)
-------------------------------------	---

(2) 次の公的機関においても、苦情の申し出ができます。

ニセコ町介護保険相談窓口 (ニセコ町役場保健福祉課)	電話番号 0136-44-2121 FAX番号 0136-44-3500
ニセコ町在宅介護支援センター (居宅介護支援事業所)	電話番号 0136-44-1960 FAX番号 0136-44-1950
北海道介護保険審査会(北海道保健福祉部 高齢者保健福祉課介護保険審査会事務局)	電話番号 011-231-4111
北海道国民健康保険団体連合会	電話番号 011-231-5161

※対応時間等については公的機関へお問い合わせ下さい。

17 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていません。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価関係名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 7年 4月15日

事業者は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記重要事項を説明しました。

(事業者) 住 所 虻田郡ニセコ町字富士見95番地
事業者名 社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会
事業所名 ニセコ町社会福祉協議会訪問介護事業所
代表者名 会 長 三 橋 範 夫 ⑩
電話番号 (0136) 44-2234
説明者名 サービス提供責任者 佐々木 裕美子 ⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となる事についても同意します。

(利用者) 住 所 ニセコ町字
氏 名

(代理人) 選任した場合

住 所
氏 名